

独立行政法人日本芸術文化振興会  
新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月26日  
改定 令和2年9月30日  
改定 令和3年11月1日  
改定 令和4年10月1日  
改定 令和4年11月1日  
改定 令和4年11月18日  
改定 令和4年12月9日  
独立行政法人日本芸術文化振興会

**【目次】**

1 感染防止のための基本的な考え方

2 振興会が講ずる具体的な対策

(1) リスク評価

① 接触感染のリスク評価 ② 飛沫感染のリスク評価 ③ エアロゾル（マイクロ飛沫）  
感染のリスク評価 ④ 事業の主催者としてのリスク評価 ⑤ 集客施設としてのリスク  
評価 ⑥ 地域における感染状況のリスク評価 ⑦ 感染が疑われる者等が発生した場合  
の、事業継続による感染拡大のリスク評価

(2) 施設内の各所における対応策

① 施設内全般 ② 施設出入口 ③ チケット売場 ④ ロビー ⑤ 客席 ⑥ トイレ  
⑦ 食堂、喫茶室及び売店 ⑧ 無料休憩所 ⑨ 舞台・楽屋等 ⑩ 稽古場 ⑪ 研修室 ⑫  
展示室 ⑬ 図書閲覧室・視聴室 ⑭ 講義室 ⑮ 執務室・会議室等

(3) 来場者に関する感染防止対策

(4) 公演等関係者に関する感染防止策

(5) 従事者に関する感染防止策

(6) 公演主催者に要請する具体的な対応

(7) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

(8) 保健所との関係

本ガイドラインは、政府の方針を踏まえて作成された「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月14日（令和4年10月31日改定）公益社団法人全国公立文化施設協会）その他の業種別ガイドライン等※を参考にして、独立

行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が、その運営する国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場、伝統芸能情報館、事務棟及びそれぞれの敷地内に付属する施設等（以下「施設」という。）における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として作成する施設・業務別の実施要領において網羅すべき事項を整理したものである。

振興会の事業実施にあたっては、引き続き、施設が所在する各自治体の長（国立劇場、国立演芸場、伝統芸能情報館及び国立能楽堂等においては東京都知事、国立文楽劇場等においては大阪府知事を指す。）からの要請等を踏まえるとともに、伝統芸能の実演家の意向の把握及び関係団体との連携にも努め、適切に対応する。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の政府の方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染の地域における動向や専門家の知見、施設の利用者等の意見等を踏まえ、必要に応じて適宜改定を行うものとする。

※その他の業種別ガイドライン等

- 「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」  
(令和4年9月8日 公益財団法人日本博物館協会)
- 「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」  
(令和4年6月22日 公益社団法人日本図書館協会)
- 「オフィスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」  
(令和4年6月17日 一般社団法人日本経済団体連合会)
- 「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド 第5版」  
(令和3年5月12日 一般社団法人日本渡航医学会/公益社団法人日本産業衛生学会)
- 「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」  
(令和4年11月4日 緊急事態舞台芸術ネットワーク)

## 1 感染防止のための基本的な考え方

振興会は、伝統芸能の公開（以下「公演」という。）、伝統芸能の後継者の養成（以下「養成」という。）及び伝統芸能に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用（以下「展示等」という。）を主たる目的とした施設の特性、公演、養成及び展示等事業（以下「事業」という。）の規模及び態様を十分に踏まえ、施設内及びその周囲において、施設の利用等のために来場する者（以下「来場者」という。）、出演者、講師、研修生、スタッフなどの事業の実施に携わる者（以下「公演等関係者」という。）、及び当該施設の管理・運営に従事する者（委託業者を含む。以下「従事者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。その際、来場者及び公演等関係者に高齢者が比較的多数を占めると予想される事業においては、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討する。

特に、①密閉空間（換気の状況により密閉空間になりえる）、②密集場所（多くの人が密集する場合がある）、③密接場面（近距離での長時間の会話や大声での発声が行われる場合がある）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高くなると考えられ、こうした環境の発生を極力防止し、感染回避に徹底して取り組むこととする。また、一つの密でも一定の感染リスクが避けられないことから、密集・密閉・密接のいずれの発生も避けるように努める。

さらに、同種の劇場、博物館、図書館等においては、各種法令等により高機能の空調設備の整備が義務付けられており、強制的な機械換気が可能のこと、また、劇場における公演中は、来場者は原則的には会場内では、一方向を向き静座し、公演中は会話等が想定されないこと等も踏まえて、以下の具体的な対策を講ずる。

なお、以後の全ての感染防止策は、ワクチン接種の有無や回数に関わらず共通とする。

## 2 振興会が講ずる具体的な対策

### （1）リスク評価

振興会は、新型コロナウイルスの主な感染経路である接触感染（①）、飛沫感染（②）、エアロゾル（マイクロ飛沫）感染リスク（③）のそれぞれについて、来場者、公演等関係者及び従事者（以下「来場者等」という。）の動線や接触等を考慮したリスク評価を行う。

大規模な人数の移動が惹起される事業については、事業の主催者としてのリスク評価（④）、集客施設としてのリスク評価（⑤）及び地域における感染状況のリスク評価（⑥）を行う。

それらの事業については、東京都又は大阪府において示される対応とリスク評価（④⑤）

⑥)に基づいて実施の可否について判断する。

また、感染が疑われる者が発生した場合、事業の継続による感染拡大のリスク評価(⑦)を行い、実施の可否について判断する。

事業を中止すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに来場者等に対してその旨を周知する。

振興会は、外部の者が振興会の施設を利用して主催する事業（以下「貸劇場公演」という。）についてもリスク評価を行うものとし、利用を回避すべきとの判断に至った場合は、できるだけ速やかに貸劇場公演の主催者（以下「公演主催者」という。）に対して、事業の自粛を要請する。

(以下の評価については、それぞれの実施要領において再評価する)

#### ① 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品や不特定多数が頻繁に触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。

##### 【チケット売場】

- ・サービスカウンター
- ・自動発券機
- ・その他

##### 【ロビー】

- ・ドアハンドル・ドアノブ
- ・ソファー・テーブル
- ・階段、エスカレーター等の手すり
- ・エレベーターボタン
- ・オーディオガイド・字幕表示装置
- ・貸出用車椅子
- ・コインロッカー
- ・その他

##### 【客席】

- ・ドアハンドル・ドアノブ
- ・手すり
- ・字幕表示装置（設置されている場合）
- ・その他

##### 【トイレ】

- ・ドアハンドル・ドアノブ

- ・手すり
- ・便座・蓋
- ・洗浄レバー・スイッチ
- ・ペーパーホルダー
- ・洗面台
- ・その他

**【食堂、喫茶室及び売店】**

- ・テーブル
- ・調味料入れ
- ・その他

**【無料休憩所】**

- ・テーブル
- ・その他

**【舞台・楽屋】**

- ・ドアハンドル・ドアノブ・引き手
- ・化粧前・座布団
- ・電気のスイッチ
- ・電話
- ・その他

**【稽古場・研修室】**

- ・ドアハンドル・ドアノブ・引き手
- ・机、座布団
- ・その他

**【展示室】**

- ・ドアハンドル・ドアノブ
- ・サービスカウンター
- ・タッチパネル
- ・閲覧用パソコン
- ・その他

**【図書閲覧室・視聴室】**

- ・エレベーターボタン
- ・ドアハンドル・ドアノブ
- ・サービスカウンター
- ・テーブル

- ・書架
- ・利用した（図書、視聴覚）資料
- ・閲覧用パソコン
- ・視聴用機器
- ・ヘッドホン
- ・閲覧者用ロッカー
- ・その他

**【講義室】**

- ・エレベーターボタン
- ・ドアハンドル・ドアノブ
- ・机
- ・その他

**【執務室・会議室等】**

- ・エレベーターボタン
- ・ドアハンドル・ドアノブ
- ・キャビネット
- ・机・テーブル
- ・電話
- ・コピー機・プリンター
- ・パソコン
- ・マイク
- ・蛇口
- ・その他

**② 飛沫感染のリスク評価**

施設における換気の状況を考慮しつつ、事業の様態を踏まえ、人と人との距離や位置、方向、施設内で大声での発声、対面での長時間の会話、マスクを外す可能性等が頻発する場所等の状況を評価する。

**【チケット売場】**

- ・マスク着用（正しい装着法による適切なマスクを装着する。以下、マスクの着用の記載について同じ。）
- ・大声の抑制、咳エチケットの励行
- ・一定の間隔の確保
- ・その他

### **【ロビー】**

- ・マスク着用
- ・大声の抑制、咳エチケットの励行
- ・一定の間隔の確保
- ・その他

### **【客席】**

- ・マスク着用
- ・掛け声の禁止、大声の抑制、咳エチケットの励行
- ・入退場時の一定の間隔の確保
- ・感染予防に対応した座席配置
- ・その他

### **【トイレ】**

- ・整列時の一定の間隔の確保
- ・その他

### **【食堂、喫茶室及び売店】**

- ・従事者のマスク着用
- ・大声の抑制、咳エチケットの励行
- ・整列時の一定の間隔の確保
- ・感染予防に対応した座席配置
- ・その他

### **【無料休憩所】**

- ・大声の抑制、咳エチケットの励行
- ・一定の間隔の確保
- ・感染予防に対応した座席配置
- ・その他

### **【舞台・楽屋】**

- ・演技・表現に支障のない範囲でのマスク着用
- ・演技・表現に支障のない範囲での大声の禁止、咳エチケットの励行
- ・演技・表現に支障のない範囲での一定の間隔の確保
- ・その他

### **【稽古場・研修室】**

- ・稽古・研修等に支障のない範囲でのマスク着用
- ・稽古・研修等に支障のない範囲での大声の禁止、咳エチケットの励行
- ・稽古・研修等に支障のない範囲での一定の間隔の確保

- ・その他

#### 【展示室】

- ・マスク着用
- ・会話の制限、咳エチケットの励行
- ・一定の間隔の確保
- ・その他

#### 【図書閲覧室・視聴室】

- ・マスク着用
- ・会話の制限、咳エチケットの励行
- ・感染予防に対応した座席配置
- ・その他

#### 【講義室】

- ・マスク着用
- ・会話の制限、咳エチケットの励行
- ・入退場時の一定の間隔の確保
- ・感染予防に対応した座席配置
- ・その他

#### 【執務室・会議室等】

- ・マスク着用
- ・大声の禁止、咳エチケットの励行
- ・一定の間隔の確保
- ・その他

### ③ エアロゾル（マイクロ飛沫）感染のリスク評価

- ・施設における適切な空調設備の運用等による必要な換気量の確保

### ④ 事業の主催者としてのリスク評価

- ・公演等関係者の人数と規模、大規模な人数の移動及び長距離の移動などの見込み
- ・舞台、楽屋、稽古場等での一定の間隔の確保の見込み
- ・その他

### ⑤ 集客施設としてのリスク評価

- ・従来の来場実績等に基づく大規模な人数の移動、施設内での一定の間隔の確保の見込み
- ・その他

⑥ 地域における感染状況のリスク評価

- ・首都圏、近畿圏、施設周辺の生活圏における感染状況や医療環境を踏まえた影響

⑦ 感染が疑われる者等が発生した場合の、事業継続による感染拡大のリスク評価

- ・発症する前 2 日間の行動履歴
- ・該当者の感染防止対策の状況
- ・濃厚接触者に該当する可能性の高い者の有無及びその範囲
- ・事前の PCR 検査等の実施の有無
- ・医師の診断
- ・専門家の知見
- ・その他

(2) 施設内の各所における対応策（詳細については実施要領において施設ごとに定める。）

振興会は、リスク評価（①②③⑤⑥）を踏まえ、施設の管理について以下の措置を講ずるとともに、従事者への指示、公演主催者への要請及び来場者・公演等関係者への周知を図る。

① 施設内全般

- (ア) リスク評価①に基づく消毒の励行。消毒液は、当該場所に最適なものを用いる。（以下、消毒に関する記載において同じ。）
  - (イ) 施設の入り口等に、手指消毒液を設置。液量の定期的な点検
  - (ウ) 施設内の清掃やごみの廃棄を行う者は、マスク及び手袋の着用を徹底し、作業を終えた後は、必ず石鹼と流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する。ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- (エ) 常時換気の徹底。事業の前・中・後及び休憩中に適切な換気を実施。必要に応じて換気扇や扇風機・サーキュレーター等による強制換気や二箇所以上の窓や扉を開放した自然換気を行う。
- (オ) 専門事業者による空気調和設備の適切な点検を定期的に行い、興行許可を取得した際の換気機能に基づいて、可能な限りの換気量を確保する。
- (カ) 定期的な二酸化炭素測定の実施。概ね濃度 1,000ppm 以下の確保。
- (キ) その他

② 施設出入口

- (ア) マスク着用の徹底
- (イ) 手洗いや手指消毒の励行を促す。
- (ウ) 施設の入り口に、手指消毒液を設置。液量の定期的な点検。必要であれば、入口数を制限することも検討
- (エ) 行列は、一定の間隔を空けた整列を促す。
- (オ) 劇場のチケットもぎりの際は、従事者はマスク等を着用し、適宜手指消毒を行う。
- (カ) サーモグラフィー等により来場者に発熱が認められた場合は、検温・体調の確認を行い、37.5°C以上、又は平熱と比べて高い発熱がある場合等は入場しないよう要請
- (キ) その他

### ③ チケット売場

- (ア) マスク着用の徹底
- (イ) 大声抑制の徹底
- (ウ) 窓口又はカウンターに、購入者との間を遮蔽するため、換気に注意をしたうえで、アクリル板等を設置
- (エ) 行列は、一定の間隔を空けた整列を促す。
- (オ) 現金の取扱いができるだけ減らすため、インターネットでのチケット購入やキャッシュレス決済を推奨する。
- (カ) その他

### ④ ロビー

- (ア) 飲食時以外のマスク着用の徹底
- (イ) 大声を抑制するよう表示等により促す。
- (ウ) 人と人との距離は一定の間隔を確保するよう促す。
- (エ) ソファー・テーブルの撤去、又は配置の工夫を検討する。
- (オ) 途中、気分が悪くなった場合に申告するよう表示や館内放送等により促す。
- (カ) その他

### ⑤ 客席

- (ア) マスク着用の徹底
- (イ) 大声の抑制
- (ウ) 客席での食事は控えるよう周知する。
- (エ) 座席は原則として指定席
- (オ) 客席の最前列席は舞台上の発声等を伴う出演者から十分な距離を取ることとし、水

平距離で概ね 2 m程度を確保するように努める（最低でも 1m を確保する）。

- (カ) 感染予防に対応した座席配置に努める。
- (キ) 来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる等）は行わない。
- (ク) 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間の設定、及びトイレなどの混雑の緩和に努める。
- (ケ) その他

⑥ トイレ

- (ア) 手指消毒液を設置
- (イ) マスク着用、大声の抑制
- (ウ) 行列は、一定の間隔を空けた整列を促す。また、隣接する施設のトイレも利用できるように配慮する。
- (エ) その他

⑦ 食堂、喫茶室及び売店（食堂、喫茶室及び売店の事業者に対して、業種別ガイドラインに基づく対応のほか、次のとおり感染予防措置を要請する。）

- (ア) 従事者は、マスク着用、手洗いや手指消毒を徹底
- (イ) 大声抑制の徹底
- (ウ) オンラインでの販売や、キャッシュレス決済を推奨する。
- (エ) 飲食時にマスクを外す際は会話を控えるように周知する。
- (オ) 食堂及び喫茶室では混雑時の入場を制限する。
- (カ) 食堂及び喫茶室の入り口に、手指消毒液を設置。液量の定期的な点検。必要であれば、入口数を制限することも検討
- (キ) 従事者のユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- (ク) 対面で販売を行う場合、換気に注意したうえで、アクリル板等により購買者との間を遮蔽する。
- (ケ) 行列は、一定の間隔を空けた整列を促す。
- (コ) その他

⑧ 無料休憩所

- (ア) 一定の間隔となるよう座席を配置する。
- (イ) 大声抑制の徹底
- (ウ) 手指消毒液を設置。液量の定期的な点検。

⑨ 舞台・楽屋

- (ア) 一定の間隔の確保に努め、必要な場合には利用人数を制限、又は利用時間帯をずらすなどの措置を行う。
- (イ) 公演等関係者以外の入場は控えるよう周知する。
- (ウ) その他

⑩ 稽古場

- (ア) 一定の間隔の確保に努める。必要な場合には入場制限等を実施する。
- (イ) その他

⑪ 研修室

- (ア) 一定の間隔の確保に努める。
- (イ) 研修生が密にならないよう、カリキュラム・時間の調整を行う。
- (ウ) 研修に支障のない範囲でマスク着用、又は換気に注意したうえでアクリル板等で遮蔽する。
- (エ) 研修前後の手洗いや手指消毒を徹底する。
- (オ) その他

⑫ 展示室

- (ア) 来場者の一定の間隔の確保に努める。
- (イ) 直接手で触れることができる展示物（ハンズオン）を展示する場合は従事者が管理して消毒を徹底する。
- (ウ) 展示室の人数制限や自動音声による注意喚起など、特定の展示作品の前に大勢の人数が滞留しないための措置を講ずる。
- (エ) マスク着用、会話制限の徹底
- (オ) その他

⑬ 図書閲覧室・視聴室

a サービスカウンター

- (ア) マスク着用の徹底
- (イ) 来場者と対面で貸出手続等の作業を行う場合、換気に注意したうえで、アクリル板等により、来場者との間を遮蔽する。
- (ウ) カウンター利用の順番待ちでは、一定の間隔を空けて整列するよう促す。

(エ) その他

b 閲覧スペース、学習スペース

(ア) マスク着用、会話制限の徹底

(イ) 座席等の間隔を置いたスペースとなるよう工夫する。

(ウ) 従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

(エ) その他

c 書架でのブラウジング利用

(ア) マスク着用の徹底

(イ) 来場者の一定の間隔の確保に努める。従事者の巡回による声かけや掲示等により注意喚起に努める。

(ウ) 来場者に対して、書架でのブラウジング利用前と利用後に、手洗いや手指消毒の励行を促す。

(エ) その他

d 蔽書検索用機器、閲覧用パソコン、視聴用機器等の設置スペース

(ア) マスク着用の徹底

(イ) 機器等の消毒を適宜行う。

(ウ) 来場者の一定の間隔の確保。必要に応じ人数を制限する。

(エ) 来場者に対して、機器等の利用前と利用後に、手洗いや手指消毒の励行を促す。

(オ) その他

⑯ 講義室

(ア) マスク着用の徹底

(イ) 来場者同士の会話制限の徹底

(ウ) 座席は原則として指定席

(エ) 座席の最前列席は講師から十分な距離を取る。

(オ) 感染予防に対応した座席対策に努める。

(カ) 来場者をステージに上げる等、人と人が接触するような講義等は行わない。

(キ) 事前に密集状況が発生しないように余裕を持った休憩時間の設定、及びトイレなどの混雑の緩和に努める。

(ク) 従事者は、機器等の利用前と利用後に、手洗いや手指消毒を行う。

(ケ) その他

⑯ 執務室・会議室等

- (ア) マスク着用、手洗いや手指消毒を徹底する。
- (イ) 感染予防に対応した座席対策に努める。
- (ウ) 共有機器等の利用前と利用後に、手洗いや手指消毒を行う。
- (エ) 来訪者に対して、一定の間隔の確保、手洗いや手指消毒の励行を促す。

(3) 来場者に関する感染防止対策

- (ア) 感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報する。
  - ・マスク着用の徹底
  - ・咳エチケット、手洗いや手指消毒の励行
  - ・施設内でのマスク未着用者に対する注意や、マスクの配布等による着用の徹底
  - ・一定の間隔の確保の徹底
  - ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること
    - 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害
  - ・自治体の対応方針等に基づき、公演前後の交通機関の分散利用や飲食・会合の抑制等、施設外での感染防止についての注意喚起
- (イ) 以下の場合には、入場しないよう要請する。また、その際の振替やチケット代金の払戻等の諸条件について、発売時に告知する。
  - ・37.5°C以上、又は平熱と比べて高い発熱がある場合
  - ・咳・咽頭痛などの症状がある場合
  - ・新型コロナウィルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- (ウ) 事業の企画においては事前に余裕を持った開場時間を設定し、また来場者が滞留しないよう開場時間の前倒し等の工夫を行い、周知する。
- (エ) オーディオガイド等の貸出物について消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを控える。
- (オ) パンフレット・チラシ・アンケート等は、原則据え置きとし来場者に自ら取得させる。従事者が手渡す場合は、適宜手指消毒を行う。
- (カ) マスク未着用の者がいた場合、個別に注意を行うこと等により着用を促す。特段の理由なく、マスク着用の指示に従わない場合は、適切な措置を講じる。病気や障害によりマスクの着用等が困難な来場者には十分に配慮を行う。

(4) 公演等関係者に関する感染防止策

- (ア) 事業の実施に必要な最小限度の人数とする。

- (イ) 各自検温を行うこととし、平熱と比べて高い発熱がある場合には自宅待機とする。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害
- (ウ) 演技・表現に支障のない範囲でのマスク着用を求めるとともに、人と人が十分な間隔をとる。また、事業前後の手洗いや手指消毒を徹底する。
- (エ) 仕込み・稽古・撤去等において、余裕あるスケジュールを設定する。
- (オ) その他、仕込み・稽古・撤去等においても十分な感染防止措置を講ずる。
- (カ) 公演等関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を速やかに行う。
- (キ) 本ガイドライン及びこれを踏まえた対応方針を、全員に周知徹底する。

#### (5) 従事者に関する感染防止策

- (ア) 施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫する。
- (イ) マスク着用、手洗いや手指消毒を徹底する。
- (ウ) ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- (エ) 出勤前に自宅等での検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合には自宅待機等の対応を行う。さらに、発熱の他に、下記の症状に該当する場合も、自宅待機とする。  
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害
- (オ) 従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- (カ) 本ガイドライン及びこれを踏まえた対応方針を、全員に周知徹底する。

#### (6) 公演主催者に要請する具体的な対応

振興会は、公演主催者に対して、公演の実施に当たっては本ガイドラインを踏まえ、以下のガイドラインの各項目について感染防止策を講じるよう要請する。なお、公演内容により必要に応じて追加の感染防止策を要請する。

- (2) ② (ア) (イ) (ウ) (エ) (カ)  
⑤ (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ) (ク)  
⑨ (ア) (イ)  
⑩ (ア)
- (3) (ア) (イ) (ウ) (オ) (カ)
- (4) (ア) (イ) (ウ) (エ) (オ) (カ) (キ)

(7) 感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- (ア) 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離を行う。
- (イ) 対応する従事者は、マスク及び手袋等の着用を徹底する。
- (ウ) 速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。
- (エ) 公演関係者等に感染が疑われる者、濃厚接触者又は感染者が発生した場合、感染拡大のリスクの評価を行い、必要に応じて事業の中止及び施設の消毒等の対策を講じる。

(8) 保健所との関係

施設における感染予防対策についての連携、及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整える。

以上